

平成 29 年 5 月 19 日

埼玉県知事 上田 清司 殿
埼玉県公安委員会委員長 木村 健司 殿

特定非営利活動法人 シンクキッズー子ども虐待・
性犯罪をなくす会 代表理事 後藤 啓二

児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動を求める緊急要望書

1 私どもは、全国犯罪被害者の会(あすの会)、日本ユニセフ協会を共同呼びかけ人として、日本医師会、日本産婦人科医会、日本小児科学会、全日本私立幼稚園連合会、東京都小学校 PTA 協議会等多数のご賛同を得て、子ども虐待死ゼロと虐待される子どもを可能な限り少なくすることを目的に児童相談所と市町村、警察の情報共有と連携しての活動等を求める「子ども虐待死ゼロを目指す法改正」を求める署名活動を実施し、これまでに約 3 万 5,000 人の署名及び法改正を求める要望書を安倍総理大臣宛に提出しております(資料 1 ご参照)。私どもの要望を受け、昨年 5 月には、参議院厚生労働委員会で、児童相談所と警察の間で児童虐待案件に関する情報が「漏れなく確実に共有されるよう」必要な検討を行う旨の附帯決議が全会一致でなされているところです。

こうした中、本年 4 月、鶴ヶ島市で同市に DV 相談がなされ、要保護対策地域対策協議会に報告されていた家庭で父親が 1 歳児を殴り意識不明の重体にした事件が発生し、平成 28 年 1 月には、狭山市で 3 歳の女兒が母親と同居男性からやけどを負わされ放置され虐待死させられるという痛ましい事件が発生しました。このほか埼玉県内では、平成 24 年 7 月には朝霞市で当時 5 歳の男児が児童相談所と市が把握しながら、平成 23 年 8 月には春日部市で当時 5 歳の男児が、平成 20 年 2 月には蕨市で当時 4 歳の男児が、いずれも児童相談所と警察が把握しながら、虐待死を防げなかった事件が発生しています。関係機関の情報共有と連携しての活動がなされていれば、子どもたちは虐待死させられることはありませんでした。

2 (1)狭山市の事件は、殺害される前年の 6 月、7 月と 2 回にわたり住民から「子どもの泣き声が 30 分以上する」「外に出されている」などの 110 番通報を受け、警察官が家庭に行きましたが傷はなく、虐待は確認できなかったと

して、児童相談所、狭山市のいずれにも通告せず、その後家庭訪問し安否の確認もしませんでした。また、狭山市は母親が若年妊娠で、殺害された女兒と1歳上の姉が乳幼児健診未受診であり、前夫と離婚し別の男と同居を始め、通っていた保育所を退所するなど危険なシグナルがあったにもかかわらず、平成25年4月から27年7月にかけて職員が3回も訪問していましたが、特段の対応は取りませんでした。かなり多くの危険な虐待の兆候がありましたが、本事案は、警察は乳幼児健診未受診という事実を知らず、狭山市は110番通報が二度もなされたという事実を知りませんでした。警察と狭山市は児童相談所に通報し三組織で情報共有し、虐待リスクを正確に認識・把握することが必要でした。その上で児童相談所と市町村、警察ができる限り頻繁に家庭訪問し子どもの安否確認と親への指導支援を行っていれば、子どもの命を救うことができました。

朝霞市の事件では児童相談所が一時保護しながら、一時保護を解除し精神的に不安定な状態にある母親と母親に暴力を振るう男が同居している家庭に子どもを戻し、みすみす虐待死させてしまいました。春日部市の事件では警察から春日部市と児童相談所に二度通告がなされ、市と児童相談所が対応しながら、虐待死に至る8ヶ月の間2度家庭訪問するも会えないまま、警察に通報することもなく放置し、みすみす虐待死させてしまいました。蕨市の事件では実父が児童相談所職員を威嚇し児童との面会を度々拒否し、死亡する直前の家庭訪問の際も児童に会わせようとしなかったにもかかわらず、一時保護も警察への通報もせず放置し、みすみす虐待死させてしまいました。

また、警察は、蕨市の事件、狭山市の事件と住民から110番通報を受けながら、その後家庭訪問やパトロールをするなどして児童の安否確認をすることもなく、自ら把握していた子どもを守る活動を行っていませんでした。

(2) これらの事案から明らかなことは、まずは、児童相談所と市町村、警察とで情報共有することが必要不可欠であるということです。現在は警察に寄せられた虐待案件については児童相談所に全件通報されていますが、児童相談所に寄せられた案件は児童相談所から警察には殆ど通報されていません。児童相談所は案件を抱え込み、自ら家庭訪問も殆どできないままです。

子どもを虐待から守るためには、児童相談所、市町村、警察とで情報共有

した上で連携し危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う、特に危険な状態にある認められる事案については直ちに警察に通報し、虐待の継続・エスカレートの防止を図ることが是非とも必要です。警察も児童相談所任せにするのではなく、自ら積極的に子どもを保護するための活動に取り組まなければなりません。狭山市の事件でも仮に警察が児童相談所に通報していたとしても、人員の少ない児童相談所ではほとんど家庭訪問もできなかつたでしょう。態勢のある警察と連携して家庭訪問する、警察が夜間にパトロールするなどの対応を取らなければ、子どもの命を救うことができなかつたと推測されます(なお、警察はこのような取組はストーカー被害者に対しては既に行っています)。

3 児童相談所は、戦後直後に戦災孤児を保護する機関として設立された経緯からして、本来子ども虐待に適合した組織ではないこともあり、設置数も少なく、職員数も少なく、虐待対応という危機対応に必要な設備もなく、訓練もなされず、職員も専門的知識を有さず、通報があっても直ちに対応できず、夜間休日は対応できず、児童福祉司 1 人当たり 140 件もの案件を抱え、到底自らで家庭訪問もほとんどできないという実情にあります。

それにもかかわらず、警察等他機関と情報共有も連携もせず、案件を抱え込み、家庭を訪問して子どもの安否を確認するということすら十分に実施していません。これでは、悪化の一途をたどる子ども虐待問題への有効な対応ができるわけがありません。アメリカやイギリスのように警察と全件情報共有した上、連携して適切な頻度で家庭訪問し、子どもの安否確認と親への指導・支援を行う、特に危険な状態にあると予想される事案については放置することなく直ちに警察に通報するなど、案件を抱え込むのではなく、関係機関と連携して子どもを救う取組を行うよう早急にその体質を改めることが必要です。

児童相談所が警察との情報共有を拒む現状は、折角の住民からの虐待の通報が死蔵されたままとなっています。児童相談所が把握している家庭について 110 番通報等がなされても、児童相談所が情報提供しない現状では、警察官が親に騙され虐待を疑うことができず、子どもの保護等適切な対応をとることができないことが日常的に起こっています。平成 26 年 1 月東京都葛飾区では、児童相談所が把握している家庭につき警察に情報提供しないまま、その家庭に 110 番

が寄せられ、警察官が家庭訪問しましたが親に騙され虐待を見抜くことが出来ずに帰ってしまい、その 5 日後に虐待死させられる事件も起こっています。遺体には 40 ケ所ものあざがありました。

情報共有が実現すれば、警察が虐待家庭に係る 110 番通報や相談を受けた場合や迷子、深夜はいかいの児童の保護等の際に警察官が被虐待児・虐待家庭であることを念頭に子どもの安否確認や保護等適切に応じることができるのです。また、警察が取り扱った状況を児童相談所に報告することにより、児童相談所は虐待家庭について自らの活動では知りえない最新の状況を把握することができ、一時保護の判断等を適切に行えるようになるのですから、情報共有は本来児童相談所にとって歓迎すべきことのはずです。拒否する理由などありません。役所の縦割り、あるいは「今までのやり方を変えたくない」という役人特有の意識がそれを阻んでいるだけとしか思えません(ちなみに児童相談所に寄せられる虐待通告の過半数は警察から通報されたものであり、現在既に虐待案件の過半数は警察と「共有」していますので、残りについて共有すべきできない理由などありません。)

また、一時保護を解除して家庭に戻すこととした場合には、いかに子どもの安否を確認し、親を指導・支援していくかについて関係機関と綿密な計画を策定し、それを実行していかなければなりません。児童相談所は、警察に連絡もせず、十分な調査もせず、危険な家庭に戻しては家庭訪問もしないまま、虐待死に至らしめる事件も少なくありません(広島県府中町小学 5 年女児虐待死事件、北海道登別市中学生虐待死事件、大阪府堺市 3 歳児虐待事件など)。やはり、警察等関係機関との情報共有と連携しての活動が不可欠なのです。以上から、次のような対応を取ることが必要です。

- ① 児童相談所長は、児童虐待の疑いのある旨の通告を受けた場合には、児童の所在地を管轄する警察署長に通報するものとする。
- ② 警察署長は、110 通報や相談の受理、迷子、深夜はいかいの児童の保護、巡回連絡等の地域活動を通じ、被虐待児又は虐待家庭に係る案件につき対応した場合には、その状況を速やかに児童相談所長に通報するものとする。
- ③ 児童相談所と市町村、警察は、連携して事案の危険度に応じて適切な頻度で家庭訪問し、常に情報を共有しつつ、児童の安否確認と親への指導・支援を行うことにより、児童に対する虐待の継続・エスカレートを抑止するものとする。

とする。

- ④ 児童相談所は、一時保護を解除しようとする場合には、事前に警察に連絡の上、必要な場合には警察の協力を得て、保護者と同居し又は親密な関係にある者(以下「同居人」という。)の有無、保護者(同居人がいる場合には同居人を含む)の暴力的傾向の有無、生活状況等を調査し、子どもの安全が確保できるかどうか十分に調査するものとする。
- ⑤ 児童相談所は、一時保護を解除し、保護者に児童を引き渡す場合には、あらかじめ警察、市町村、子どもが在籍している保育園、学校、病院等と協議の上、子どもの安全を確保するための計画を策定し、関係機関が連携して適切な頻度で家庭訪問を行うなどして子どもの安全確保を図るものとする。

4 私どもは、資料 2 のとおり、自由民主党に対して、ご検討中の「埼玉県虐待防止条例」に上記①から⑤について盛り込んでいただくようお願いしております。知事、公安委員会におかれましては、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。また、情報共有の仕組みとしては、児童相談所と警察の共通のデータベースを整備することにより、常時の情報共有と業務負担の大幅軽減を図ることができますことから、是非とも、児童相談所と警察の共通のデータベースの整備を図っていただきますようお願い申し上げます(資料 3 ご参照)。

高知県では平成 20 年の児童相談所が知らず知らず児童を虐待死させてしまった事件を契機とし、児童相談所から警察、教育委員会などに全ての虐待案件を情報提供する仕組みが実現しています。また、大阪府では平成 28 年の児童相談所が一時保護しながらみすみす危険な家庭に戻してしまい児童を虐待死させてしまった事件を契機とし、一時保護の解除をするにあたっては大阪府警察に事前に情報を提供し、警察が児童を家庭に戻しても危険がないかどうかの調査を行うようにしています。さらに、児童相談所を平成 31 年に設置予定の明石市では、児童相談所と警察の情報共有を当然行うこととしております。

どうか、役所の縦割りを排除し、児童相談所と、市町村、警察の情報共有と連携した活動を実現し子どもたちの命を守っていただくようお願い申し上げます。

107-0051 東京都港区元赤坂 1-4-21 赤坂パレスビル 4B 代表理事 後藤啓二(弁護士)
tel 03-6434-5995 fax 03-6434-5996 kgotoh@ck9.so-net.ne.jp